

その他

(1) 工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例措置の延長

工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例措置の適用期限を延長する。

〔不動産の譲渡等に関する契約書〕

記載内容	本則課税	不動産譲渡契約書	工事請負契約書
1万円未満	非課税		
1万円以上10万円以下	200円	200円	200円
10万円超50万円以下	400円	400円	
50万円超100万円以下	1,000円	1,000円	
100万円超200万円以下	2,000円		400円
200万円超300万円以下			1,000円
300万円超500万円以下			2,000円
500万円超1,000万円以下	10,000円	10,000円	
1,000万円超5,000万円以下	20,000円	15,000円 (20,000円)	
5,000万円超1億円以下	60,000円	45,000円 (60,000円)	
1億円超5億円以下	100,000円	80,000円 (100,000円)	
5億円超10億円以下	200,000円	180,000円 (200,000円)	
10億円超50億円以下	400,000円	360,000円 (400,000円)	
50億円超	600,000円	540,000円 (600,000円)	
記載の金額のないもの	200円		

注：() 内は平成9年度改正前の税額

(2) 自動車取得税の免税点に係る特例措置の延長 (自動車取得税)

省資源化及び循環型社会形成の促進の観点から、中古自動車の流通の円滑化を図るため、自動車取得税の免税点に係る特例措置の適用期限を延長する。

自動車取得税：免税点50万円（本則上15万円）

(3) 速度抑制装置の早期装着に係る特例措置の創設 (自動車税)

大型トラックについて速度抑制装置（速度が90km/hに至った場合に運転者のアクセル操作による加速を抑制する装置）の装着が平成15年9月1日から順次義務付けられることとなっており、同装置の早期装着を促進するため、規制適用日前に同装置を装着した使用過程車についての特例措置を創設する。

自動車税：(規制適用の前月までの月数 / 12) × 1 / 3 軽減

(4) 海上災害防止センターの海上防災体制の強化に係る軽油引取税の特例措置の創設

海上災害の発生及び拡大を防止するため、海上防災訓練用施設における発電用の軽油に係る特例措置を創設する。

軽油引取税：非課税

(5) 特殊法人等の独立行政法人化に伴う税制上の移行措置等

都市基盤整備公団、地域振興整備公団、水資源開発公団、日本勤労者住宅協会、日本下水道事業団、運輸施設整備事業団、日本鉄道建設公団、国際観光振興会、帝都高速度交通営団、自動車事故対策センター、空港周辺整備機構、海上災害防止センターの新法人移行に伴い、税制上の所要の措置を講ずる。